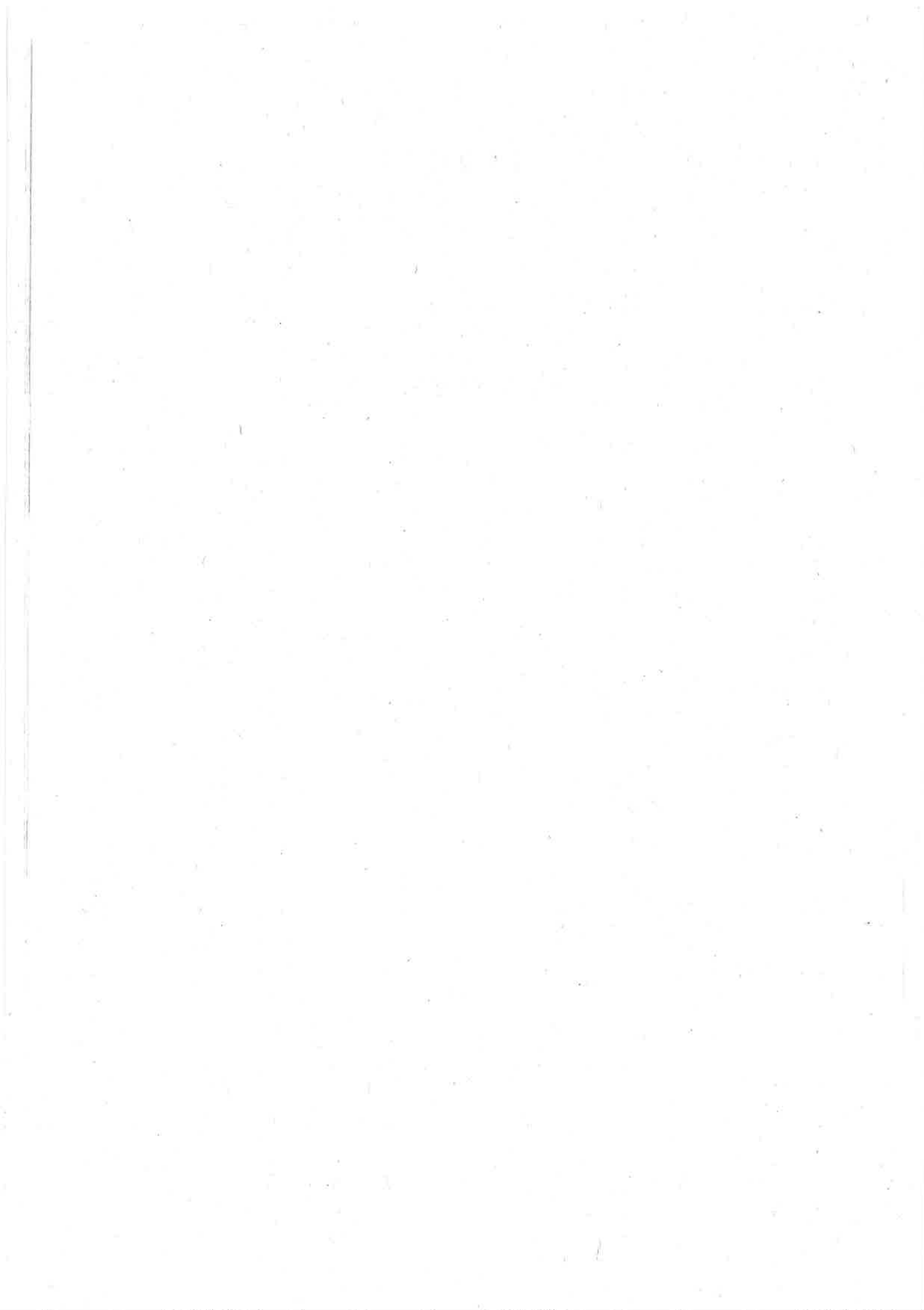


令和4年度 事業計画書

施設名：鳥取県立布勢総合運動公園

指定管理者 公益財団法人鳥取県スポーツ協会



目 次

1	管理運営の方針	1
2	管理の基準	2
3	施設管理	9
4	スポーツ・レクリエーション振興	20
5	利用促進とサービス向上	23
6	災害・事故等の未然防止と緊急時の対応	30
7	管理経費	36
8	組織及び職員の配置	36
9	その他の計画等	40
10	利用者数見込み及び収支計画	42

1 管理運営の方針

本会は、県民誰もが幅広く利用できる公の施設であり、その性格を十分理解したうえで公平・公正で快適な公園づくりを行います。

また、本県スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、施設の機能を最大限発揮し、県民の健康増進・競技力の向上に取り組みます。

以上を踏まえ、下記11項目を管理運営の方針とします。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策については、鳥取県新型コロナウイルス対策認証事業所の認証を取得し、県と密接に連携を取りながら状況に応じて必要な対策を講じ、各方針に反映しながら対応します。

(1) 公平な利用の確保

園内バリアフリー化、乳児・幼児のための子どもトイレや授乳室の設置、表示物等の多言語化など、誰もが公平に利用できる環境を整備します。

また、人権学習により職員の意識向上に努めるとともに、特定の利用者を優遇することなく、公平を期した管理・運営を行います。

(2) 安全・快適な施設の維持管理

職員による日常点検、専門業者による定期点検や法定点検等を実施し、施設や設備を常に最適に管理します。

また、施設の長寿命化計画に基づき、きめ細やかな修繕等により適正に管理します。

(3) 競技スポーツの振興

本会に加盟する競技団体と連携し、全国規模大会等の招致に努めるとともに、トップアスリートのプレーを間近で感じることでできる催し物を企画します。

また、競技別の専門知識をもった職員によるスポーツ教室の実施や、指導現場への派遣などにより県内競技力の向上に寄与します。

(4) 生涯スポーツの振興

県民誰もが、体力の維持・増進、健康的な生活などのため、気軽にスポーツに親しむことができるよう生涯スポーツの推進に取り組みます。

すべての年代を対象とするスポーツ教室や、仲間との交流を主としたスポーツ大会などを実施するとともに、総合型地域スポーツクラブの支援を行います。

(5) 利用者サービスの向上

利用者の目線に立ち、様々なニーズを把握しながら満足いただける環境整備や事業の企画・実施に取り組みます。

また、意見・要望等を集約するため、意見箱の設置や声掛けによる情報収集を行い、公平・公正に判断しながらサービスの向上に努めます。

(6) 収入の確保と経費の削減

収入の核となる施設使用料、自主事業、自動販売機の設置などを更に充実させるため、特に利用率の低い施設の利用促進策を図ります。

また、電気に係る契約の見直しや、光熱水費の無駄を省き、経費の削減に努めます。

(7) 障がい者スポーツの拠点

障がいのある方が平等にスポーツ等の活動を行うことができ、楽しめる環境を整えます。

また、障がい者スポーツの体験や関係パネルの展示などにより障がい者スポーツの普及に取り組むとともに、競技大会・合宿などの誘致・支援を行い、競技力の向上にも寄与します。

(8) 省エネルギー・資源の再利用

鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）の認定を受け、利用者の利便性を確保したうえで環境に配慮した施設管理・運営を行います。

また、園内で発生する植栽屑や刈り芝を堆肥化し、園内の植栽業務に再利用します。

(9) 県及び各種競技団体との連携

県が推進する事業や各競技団体が実施する大会・合宿等が円滑に実施できるよう、日ごろから緊密に連携を図ります。

(10) 管理実績を活かした管理・運営

長年にわたり管理・運営してきた経験と実績を活かし、都市公園として高度な機能が十分発揮でき、信頼される管理・運営を行います。

(11) 都市公園としての特性

多様な機能を有する公園としての役割を理解し、スポーツ活動のみならず、子どもたちの遊びの場として、県民の憩いの場として、さらに防災性等の役割を担うための人員配置に配慮し、関係団体と協力しながら都市公園としての役割を果たします。

2 管理の基準

(1) 有料公園施設の設定

ア 有料施設

各スポーツの競技大会の実施が可能であり、大会に必要な用具や機器、グラウンドコンディションのすべてが整っている下記施設を有料公園施設とします。

陸上競技場、球技場、野球場、テニス場、補助競技場、多目的広場、県民体育館、投てき場

イ 有料公園施設のうち、一般利用に係る許可を要しないこととする施設

施設の維持管理を行う上で支障がなく、大会などの専用利用がない場合に限り、県民のスポーツ・運動の機会を提供するため、一般利用に係る許可を要しない下記施設を開放します。

補助競技場、多目的広場、投てき場

(2) 利用時間の設定

有料公園施設の利用時間については、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう

館は午後10時00分まで)とし、大会などの運営上、指定管理者が特に必要と認めた場合は、利用時間を拡大するなど臨機応変に対応します。

【設定内容】

	4月1日～9月30日	10月1日～3月31日
陸上競技場	9:00～21:00	9:00～21:00
補助競技場	9:00～19:00	9:00～17:00
球技場	9:00～21:00	9:00～21:00
多目的広場	9:00～19:00	9:00～17:00
投てき場(投てき場)	9:00～19:00	9:00～17:00
野球場	9:00～21:00	9:00～21:00
県民体育館	9:00～22:00	9:00～22:00
テニスコート(照明あり)	9:00～21:00	9:00～21:00
テニスコート(照明なし)	9:00～19:00	9:00～17:00

※有料公園施設以外の公園部分は、原則として常時開放します。

ウ 利用時間拡大の取り組み

利用者の要望に応えるため、以下のとおり利用時間の拡大を継続します。

(ア) 利用時間の延長

大会やイベントの準備などで、早朝からの利用要望があった場合、または後片付けなどで閉館時間を越える利用要望があった場合には、事前申請により指定管理者が必要性を認めた場合に限り対応します。

(イ) 夏季早朝利用時間の拡大

特に部活動などで利用される場合、涼しい時間帯に練習を行うことで熱中症予防につながるため、下記のとおり一部の施設の利用時間を拡大します。

基本利用時間	7月1日～9月30日 拡大利用時間	該当施設
9:00～21:00	8:30～21:00	陸上競技場、雨天練習場、 陸上競技場トレーニング ルーム、補助競技場

(3) 休園日及び休館日の設定と駐車場の開放時間

ア 休園日及び休館日の設定

公園全体としての休園日は年末年始(12月29日～1月3日)とし、県民体育館は、施設設備等の維持管理作業のため、毎月第3火曜日を休館日とします。(第3火曜日が祝日の場合は、その翌日とします。)

ただし、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興や、心身の健康増進を図る目的で開催される催し物など、指定管理者が特に必要と認めた場合は、臨時の開園(開館)に

対応します。

イ 駐車場の開放時間

公園敷地内にある8箇所の駐車場については、休園日以外の基本開放時間を次の表のとおり設定します。

ただし、休園日でも、園内をランニングやウォーキングなどで利用される方が多いことから、第1駐車場に限り休園日にあたる12月29日から1月3日の間は常時開放するとともに、利用者の安全確保のため職員による園内巡視を行います。

また、大会やイベント等の開催により主催者から設定時間外の開錠・施錠希望があった場合は、必要性を検討し可能な限り対応します。

第1駐車場	午前6時00分から午後10時10分
第2駐車場	大会等によるバスでの来園の場合のみ、主催者との打ち合わせにより解放時間を設定
第3駐車場	2期に分けて設定 4月～9月：午前9時00分から午後7時00分 10月～3月：午前9時00分から午後5時00分
第4駐車場	2期に分けて設定 4月～9月：午前9時00分から午後7時00分 10月～3月：午前9時00分から午後5時00分
第5駐車場	午前9時00分から午後9時00分
第6駐車場	午前9時00分から午後9時00分 ※ノバリア設置に伴い、駐車場の一部がノバリア職員駐車場となることから、東桂見地区長との協議により開場時間を午後9時00分までとした。
第7駐車場	2期に分けて設定 4月～9月：午前9時00分から午後7時00分 10月～3月：午前9時00分から午後5時00分
南駐車場	常時開放

(4) 受付・案内、利用許可業務の実施

ア 利用の受付及び案内業務

陸上競技場及び県民体育館の受付窓口には、常時1名以上の職員を配置し、利用受付、施設案内、付属設備・備品の貸し出しなどを迅速かつ的確に対応します。

イ 利用許可業務

公平・公正な利用を確保するため、全職員が公園の設置目的や都市公園条例を理解し、利用許可、措置命令等、利用許可の取り消し等、「鳥取県立布勢総合運動公園 利用許可・減免手続き要領」に基づき適正に処理します。

(5) 苦情・クレーム等未然防止と対処方法

ア 苦情・クレーム等の未然防止策

(ア) 発生原因の分類と防止体制の強化

苦情・クレームの発生原因を以下の4つに分類し、特に未然防止が可能な「施設側に起因するもの」については、課題解決のPDC Aサイクルに基づき、防止策に取り組みます。

発生原因	想定される内容等
施設側に起因するもの	接客態度、説明不足、設備の不具合など
利用者間の問題によるもの	マナー違反、迷惑行為、わがままな自己主張など
外部的要因	クレーム、いやがらせなど
予想が困難なもの	停電、交通渋滞など

(イ) 苦情・トラブルの早期対応

利用者から直接寄せられた声やメッセージカード（ご意見箱）などの情報により、些細なことでも見逃さないよう、苦情やトラブルの芽と思われる原因を早期に感知し解決に取り組みます。

(ウ) 職員教育の徹底

職員の接客対応等による苦情・トラブルが少なからず発生するため、同じことを繰り返さぬよう、外部講師等による職員研修を実施するなどして徹底した教育を行います。

イ 苦情やトラブルに対する対処方法

起こってしまった苦情やトラブルには、事実確認や正確な説明等、迅速な対応に努めます。

また、原因を追究し、管理者側に不備があった場合には、一施設としてではなく組織として再発防止に努めます。

【対応の流れ】

謝罪	・不快な思いをさせてしまったことに対し謝罪をする。
傾聴と共感	・利用者の話を真摯な姿勢で最後まで聞く。 ・メモを取るなど記録を残す。
事実確認	・必要であれば、公正に関係者全てに事実確認を行う。
説明と提案	・施設側に非がある場合は、謝罪とともに事後の対応を話し合う。 ・利用者に非がある場合でも、ご理解いただけるよう慎重に対応する。 ・納得していただけない場合などは、事務局や県所管課と協議し、必要であれば専門家へ相談するなど速やかに対応する。
解決と再発防止	・発生原因や対処方法をまとめ、その後のサービス向上に生かす。 ・体育協会として情報共有し、同種の問題の未然防止に努める。

(6) 利用料金の設定と手続き方法

ア 料金設定

令和3年度までの利用料金は継続するとともに、令和4年度から新たに投てき場に利用料金を設定します。

イ 料金の徴収

事前に承認を受けた料金表に基づき、適切に料金を徴収します。

ウ 料金の返還等

利用料金徴収後、下記の理由により利用が困難になった場合は料金を全額返還します。また、料金未徴収時であった場合は徴収しません。

- ・屋外施設に限り、悪天候により利用が困難になった場合。
- ・災害などにより利用が困難になった場合。(避難所の指定等含む)
- ・施設及び設備に異常が発生し利用が困難になった場合。
- ・その他、指定管理者が認めた場合。

エ キャンセル料

上記「料金の返還等」に該当するものを除き、利用日を含めて5日以内のキャンセルは、施設使用料を全額キャンセル料として徴収します。

オ 料金徴収の簡略化

利用料金を徴収する際に受付が混雑することがあるため、下記のような方法の導入を検討し、利用者の利便性の向上に取り組みます。

- ・定期券・回数券の発行
- ・企業・学校・地域クラブ等への一括請求

(7) 利用料金の減免

承認された減免基準に基づき手続きを行います。

(8) 利用調整の方法及び判断基準

大会及びイベント等を円滑に実施していくため、大規模施設利用調整会及び施設利用調整会により、利用調整を公平・公正に決定します。

ア 大規模施設利用調整会

国・県が主催する行事及び中国大会以上の大規模な大会やイベント等について、開催年度の前々年度の8月に大規模施設利用調整会を開催し、調整の上決定します。

なお、県内の学校が参加する主要な大会及び指定管理者が必要と認めた行事も、大規模施設利用調整会で決定します。

イ 施設利用調整会

県大会、地域の大会、学校行事などについては、開催年度の前年度の2月に施設利用調整会を開催し、調整の上決定します。

ウ 利用調整の判断基準

利用希望日が重複した場合などの優先順位は下記のとおりです。

なお、同等規模の催し物が重複した場合は、協議又は抽選を行い決定します。

【優先順位】

- ①国・県が主催する大会及びイベント
- ②国際大会又はこれに準ずる大会及びイベント
- ③全国大会又はこれに準ずる大会及びイベント
- ④西日本大会又はこれに準ずる大会及びイベント
- ⑤中国大会又はこれに準ずる大会及びイベント
- ⑥近県大会又はこれに準ずる大会及びイベント
- ⑦県大会又はこれに準ずる大会及びイベント
- ⑧東部地区大会又はこれに準ずる大会及びイベント
- ⑨指定管理者が必要と判断した場合は、優先順位が下位のものであっても優先的に利用を決定することが出来る。

エ 各施設利用調整会の開催案内

各施設利用調整会にはどなたでも参加いただけますが、下記の団体には直接開催案内を送付し周知します。

- ・鳥取県及び外郭団体
- ・本会加盟団体
- ・学校関係団体
- ・過去3年で調整会に参加いただいた団体

(9) 個人情報の保護への対応

鳥取県に準じた「鳥取県スポーツ協会個人情報保護規程」に基づき、個人情報の取得管理について具体的に定め、「鳥取県個人情報保護条例」(平成11年鳥取県条例第3号)第11条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守します。

ア 個人情報管理

本会個人情報保護プログラムにより、諸規定に沿った責任体制で管理します。

イ 個人情報保護方針

個人情報取扱事業者の義務として、安全・安心な利用を担保する情報管理対策を実施します。

- ・法令に準拠した個人情報保護方針及び「鳥取県個人情報保護条例」に準じた個人情報保護規程による管理
- ・公正な手段による個人情報の取得及び利用目的の明確化
- ・情報機器のID及びパスワード化など、適切なアクセス制限
- ・外部媒体の接続制限、不要データの廃棄、不正ソフト使用禁止などのセキュリティ対策

ウ 指定管理者に課される守秘義務の徹底

個人情報、非開示情報などの権利利益や公益を害する事態を招かないために、守秘義務及び懲戒などに関する規程を含む就業規則等を制定し、正職員だけでなく非正規職員を含む全職員対象の研修会を実施することにより周知徹底に取り組みます。

エ マイナンバーへの対応

本会の特定個人情報を適正に取り扱うため、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会制定)に基づき、「鳥取県体育協会特定個人情報取扱規程」を定め、特定個人情報事務取扱担当者を配置し限定した取扱いとします。

オ コンプライアンスへの取り組み

社会的責任を全うするため、鳥取県の管理代行者として職責を深く自覚し、高い倫理意識を持ち法令遵守はもとより、違法行為や反社会的行為は行いません。

(ア) 遵守しなければならない主な法令・条例

憲法	消防法	省エネ法
スポーツ基本法	労働安全衛生法	個人情報の保護に関する法律
地方自治法	環境基本法	健康増進法
労働基準法	都市公園法	浄化槽法

(イ) コンプライアンスに係る行動指針

下記指針に基づいてコンプライアンスの徹底を図ります。

コンプライアンスに係る行動指針

1. わたしたちは法律や良識に反することは決して行いません
2. わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
3. わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることの無いよう正しい判断と節度ある行動につとめます
4. わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します

(ウ) 適正な経理処理と監査体制の充実

- ・ 予算、決算及び金銭会計規則に準じた取扱いの徹底

鳥取県が定める会計規則などに準じた処理方法に基づき、県内各地域の指定管理業務の中で培った経験を活かし適正な金銭管理を行います。

- ・ 経理帳簿の整備及び運用

下記の5原則に基づき、不正のない管理体制を構築し適正に運用します。

- ①相互確認の原則
- ②領収書授受の原則
- ③ダブルチェックの原則
- ④簿外現金禁止の原則
- ⑤金銭残高確認の原則

- ・ 本会監事による会計監査

不正な経理処理を防ぐため会計監査を実施し、県からの指摘事項等の改善調査や業務運用状況調査など早急な対応を行い、経理帳簿運用の内部調査機能強化に取り組み

ます。

(10) 情報公開への対応

鳥取県の管理運営代行者として、職務上作成したもの又は取得した文書などを公開するものと、非公開にするものと区別するため、「鳥取県情報公開条例」(平成12年鳥取県条例第2号。)の規定に準拠し策定した「鳥取県体育協会情報公開規程」に基づき対応します。

ア 情報公開を行うための措置

県民の公文書の開示を請求する権利を最大限配慮し、情報開示申出書の提出があった場合は「開示の可否」「開示に係る文書」「開示の日時・場所」「開示方法」などを15日以内に決定し通知します。

イ 情報格差への対応

すべての人にやさしい情報提供を行うために、知識・機会・貧富等の格差が生じないように、内容や表現に十分注意します。

- ・子どものために、ひらがなやルビを活用します。
- ・ユニバーサルデザイン(UD)の視点に基づいた「UDゴシック」の活用「カラーUD」への配慮を推進します。

3 施設管理

だれもが衛生的に安全で安心して利用できるよう、日々の清掃活動や点検等を適正に行い、快適に利用していただけるよう取り組むとともに、各施設の機能が最大限発揮できるよう努めます。

(1) 施設別の管理・運営

設置目的を十分に理解したうえで、以下のことを念頭におき適切な管理・運営を行います。

- ・全国規模の大会及び各競技トップリーグの開催
- ・障がい者スポーツの拠点となる施設
- ・レクリエーション活動や地域のコミュニティ活動の場
- ・部活動の練習拠点
- ・災害時の緊急避難場所(鳥取市との連携)
- ・県民の健康増進

ア 陸上競技場

- ・国際陸上連盟認証の国際規格 CLASS-2 の陸上競技場として、グランプリ大会や国際大会が円滑に開催できるよう、陸上競技に精通している職員を配置し、維持管理を行うとともに大会運営等に協力します。
- ・鳥取県と協力し、障がい者スポーツの拠点施設としてバリアフリー化に取り組み、障がい者が不自由なく練習に取り組める環境整備を進めます。

- ・芝グラウンドでは、県外利用者からお褒めの言葉をいただくほどの維持管理に取り組んでおり、今後も引き続き「芝グラウンド利用基準」に沿って日本一の芝グラウンドを目指します。
- ・大会やイベントなどの専用利用がない場合は、小・中・高校生の部活動の練習場所として開放することで、利用促進を図るとともに、競技力向上に寄与します。

イ 補助競技場

- ・陸上競技場と連動させながら、各種大会や体育祭などの学校行事が開催できるよう、適切な維持管理を行います。
- ・専用利用がない場合は一般利用施設として利用できるように、夜間照明や監視カメラを設置するなど、利用者が安心して利用できる環境を整えます。
- ・更衣室にはダイヤル式ロッカーを設置し、ランニングステーションとして自由に利用できるよう整備します。

ウ 投てき場

- ・これまで主に投てきを行う競技場として管理してきましたが、アーチェリー競技も行える機能が加わったため、両競技の利用が快適に行えるよう、競技団体と連携しながら適切な管理を行います。
- ・一般利用及び専用利用において、安全面を考慮し、両競技の利用可能日及び利用可能時間を年度毎に割り当てます。

エ 球技場

- ・主に球技を行う競技場として各種大会等も開催するため、芝グラウンドの管理基準を設け適切に維持・管理することにより利用者の要望に可能な限り対応します。
- ・芝グラウンドは陸上競技場と同等レベルの維持・管理を行い、全国大会規模や世界大会規模の事前合宿など、誘致を目指します。
- ・隣接している更衣室はシャワー室完備されているため、衛生面に十分注意し快適に利用できるようにします。
- ・ラグビーポールの設置は危険を伴うため、利用者の安全を考慮し職員が設置します。
- ・災害時には関係機関と連携し、緊急ヘリポートとして役割を果たします。

オ 多目的広場

- ・各種球技の大会や練習場所としてだけでなく、保育園や学校のレクリエーション活動の場としても利用いただけるよう、芝グラウンドの管理基準を設け適切な維持・管理を行います。
- ・隣接している更衣室はシャワー室完備されているため、衛生面に十分注意し快適に利用できるようにします。
- ・専用利用や維持・管理作業がない場合は、一般利用ができることとし利用促進を図ります。

カ 野球場

- ・野球に精通している職員を配置しグラウンドの適切な維持・管理を行います。
- ・一定規模以上の大会では、試合間のグラウンド整備等に携わり、大会の円滑な運営に協力します。
- ・甲子園球場の整備を手掛けている阪神園芸に管理アドバイザーを依頼し、整備の指導を受けるなどして職員の技術を向上させるとともに、レベルの高い管理を行うことによりプロ野球等の誘致も目指します。
- ・平成30年度に改修された隣接の屋内ピッチング場は、雨天時の練習場所として適切に維持・管理するとともに、利用促進を図ります。

キ 県民体育館

- ・県内最大規模の体育館として、各競技の全国大会規模やトップリーグが開催できるよう、各競技団体と連携し情報収集するとともに、競技用具や付属設備を充実させるため、県と協力しながら環境整備に取り組みます。
- ・スポーツのみならず、多種多様なイベント等を開催いただけるようPRに努め利用促進を図ります。
- ・クライミング施設は近年利用が増加しており、危険度の高いスポーツであるため、利用者の安全を第一に考え専門業者による定期点検を行うとともに、専門者である鳥取県山岳・スポーツクライミング協会と連携を密にして維持・管理を行います。
- ・災害時には緊急避難場所に指定されることもあるため、災害兼用卓球フェンスなど、災害時に災害用資材として利活用できる物品を充実させます。

ク トレーニングルーム

- ・トレーニング機器及び空調設備等適切に維持・管理し快適に利用できるよう環境を整えます。
- ・トレーニング指導士などの資格を有した職員を配置し、未経験者でも安心して利用いただけるよう支援体制を整え県民の体力向上に寄与します。
- ・サブトレーナー制度を導入し、利用者の中で専門的知識を有する方のご協力をいただき、サポート体制を充実させます。
- ・機器及び設備の更新など環境整備に努めます。

ケ テニス場

- ・県内最大規模の16コートを有するテニス場として、全国規模の大会が開催できるよう、専門業者によるメンテナンスを定期的実施するなど、常に良好な状態を保ちます。
- ・全天候型コートの特性を生かし、特に冬季は雪かきなどを迅速に行うことで利用促進に努めます。
- ・平日に利用の多い、中・高校生の部活動の練習拠点として、利用しやすい環境を整えます。

- ・壁打ちコートはこれまで同様、無料の施設として開放し利便性の向上を図ります。

コ 遊具施設

- ・「遊具の日常点検講習会」を修了した職員による日常点検及び専門業者による定期点検を実施し、不良箇所等の早期発見に努め事故防止に全力を注ぎます。
- ・不良箇所等を発見した場合は、速やかに使用禁止措置を取るとともに早期に修繕します。
- ・各遊具の使用方法を示し、対象年齢シールを貼付するなどして、幼児や児童とその保護者が安心して楽しめるよう環境を整備します。
- ・特に休日の利用者が多い日には、委託業者によりロードトレインを走らせるなど、遊具と合わせて子どもたちに喜んでいただける企画を実施し、利用促進を図ります。

サ 桜の園及びその他の広場

- ・県民の共有スペースとして、また、遠足や地域のグラウンド・ゴルフの練習など、様々な活動の場としてご利用いただくため、職員による定期的な巡視を徹底し、安全な環境を整えます。
- ・花見のシーズンに夜間のぼんぼりを設置するなど、桜の園の千本桜を多くの方にご覧いただくための企画を立て実施するとともに、安全面には警備員の配置等に対応します。
- ・ジョギングコースや学習の森コースを設定し、県民の健康増進及びレクリエーション活動の推進に寄与します。

シ トリムの森その他の緑地

- ・トリムの森や日本庭園などには、自然豊かな緑地が広がっており、憩いの場として親しまれている場所であるため、専門業者により四季に応じた植栽管理を行うなど、樹木の良好な育成と景観の向上に努め、癒しの空間を提供します。
- ・公園の中にある自然を生かしたカブトムシ観察ウォークやキノコ狩りなどのイベントを開催し、自然に触れあう機会の提供を行います。

ス 駐車場及び園路

- ・大規模な利用が重なるなどして駐車場の混雑が予想される場合は、主催者に警備員の委託や整理員の配置を協力いただき、利用者の安全確保に努めます。
- ・主催者役員や関係者の車を事前に許可した園内に駐車することにより、1台でも多く一般駐車場区画を利用いただけるよう努めます。
- ・駐車場や園路を活用した屋外イベントを積極的に受け入れます。
- ・積雪時には、各駐車場及び園路を優先して除雪し、できるだけ早く利用できるよう努めます。
- ・無断駐車など発見した場合は、警察等と連携を取りながら管理者として適切な処置を行い、速やかに県に報告します。

(2) 芝グラウンドの維持管理

約16年前に大規模改修を行った経緯を十分に理解し、年間を通じて利用者が常に最適な状態で利用できることはもちろん、大規模な大会にも対応でき、種目や天候に応じて最高のコンディションでプレーができるよう、3年以上の業務経験を積んだ職員及び委託業者によって日本トップクラスの水準で維持・管理を行います。

ア 特筆すべき維持・管理のための技術及び留意点

(ア) 具体的な技術

- ・競技特性に合わせた芝生の長さや密度に調整する技術
- ・夏芝から冬芝、冬芝から夏芝への切り替えの技術
- ・芝生張替えの技術（養生期間の短縮化）

(イ) 留意点

- ・安全に利用していただくため、利用前後には必ず整備を行う。
- ・同一グラウンドで異なる競技が連日で行われる場合は、利用者が困惑しないようライン色を変えるなど工夫をする。
- ・種まき時の芝生養生について、全てのグラウンドが同時期に養生期間とならないよう配慮する。

(ウ) 芝生化サポートネットワークへの加入

- ・本会は鳥取方式の芝生化全国サポートネットワークに加入し、県が推し進める芝生化のバックアップができるよう協力します。

(エ) 芝生専門業者との連携

- ・過去に行った芝グラウンドの改修の際に検討会から設計に携わった専門業者と継続して連携し、新情報や技術を取り入れ、日本トップレベルの芝グラウンド状態を保てるよう管理していきます。

(3) 施設設備の維持管理業務

長年にわたり管理・運営に携わってきた経験を活かし、次の4つの視点で取り組みます。

ア 安全・安心な施設管理

- ・職員による日常的・定期的な点検により、事故等を未然に防ぎます。
- ・点検項目やルートを定め、異常箇所や不審物等の早期発見に努めます。
- ・異常箇所等がある場合は、使用禁止や応急処置など適正な対応を行うとともに、利用者の安全確保を第一に、速やかに修繕等行います。

イ 美しく清潔な施設

- ・職員及び委託業者による日常清掃を行い、利用者が快適に過ごせる環境を作ります。
- ・高所のガラスクリーニングや床のワックス塗布など、利用に支障をきたすものについては、休館日に作業を行うことで利用を妨げないよう努めます。
- ・園内の植栽管理を、専門業者だけではなく職員やボランティアが一体となり、美観向上に努めます。

ウ 施設及び設備の長寿命化

- ・職員による日常点検やメンテナンスにより、施設及び設備の長寿命化を図るとともに機械設備や専門の技術が必要なものについては、資格を有する専門業者に保守点検を委託し、きめ細やかな点検・整備を行います。
- ・築30年以上経過しており各所に経年劣化がみられることから、遊具など大きな事故につながる可能性が高い施設・設備については、専門業者により保守点検仕様書に沿った点検を行うことはもちろん、必要であれば仕様書を上回る部分も積極的に点検し、予防保全に努めます。

エ 環境に配慮した管理・運営

パリ協定により環境に配慮した活動が世界的に取り組まれている中、日本では2030年度までに2013年度比で26%のCO₂s削減を目標とし、鳥取県では、環境の保全及び創造に関する取り組みを推進することを目的とする、第2次鳥取県環境基本計画が策定されました。これを受けて本会では、県の中核的施設として、職員だけでなく利用者にもご協力をいただきながら、県民が一体となって次のように取り組んでいきます。

(ア) 4R社会の実現

鳥取県が重点的に取り組む「4つのR」が定着した循環型社会の形成を目指し、廃棄物のリフューズ、リデュース、リユース、リサイクルを通じて、資源としてできる限り利用するシステムを構築し、廃棄物を出さないよう取り組みます。

【ごみを減らす4R運動】

Refuse (リフューズ)	不要な物を断りごみを出さない。
Reduce (リデュース)	工夫してごみを減らす。
Reuse (リユース)	繰り返し使う。修理して長く使う。
Recycle (リサイクル)	分別して資源として利用する。

【主な取り組み】

ごみ箱の削減及び利用者にごみの持ち帰りを啓発
職員のマイ箸持参
事務処理時の印刷ミス削減の徹底及び裏紙として再利用
フリーマーケットの開催
職員による修繕の実施
園内外で発生するペットボトルキャップ、缶のプルタブなど有効資源の再利用
園内で発生する枯葉、剪定屑、芝屑を堆肥として再利用 (無料配布)

(イ) 地球温暖化対策

平成28年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が成立し、環境省では、26%のCO₂削減を達成するには、民生部門(家庭・業務)で40%

の大幅削減が必要だと示しており、低酸素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」の賢い選択を旗印とする国民運動の強化に取り組んでいます。

本会は、この計画に賛同しCO2の削減に積極的に取り組みます。

【主な取り組み】

各施設の蛍光灯及び照明をLED化
自動手洗い器の導入
人感センサー式蛍光灯の導入
利用者に節電・節水の啓発
エコマーク、グリーンマーク製品の購入
園内駐車場でのアイドリングストップ強化
来園者への公共交通機関利用促進及び自転車通勤の促進
クールビズ、ウォームビズの実施
冷暖房の設定温度の徹底（冷房28℃、暖房18℃）
大気汚染防止法に基づく、ばい煙測定の実施

(ウ) 廃棄物の適正処理

廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者と契約を締結するとともに、廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し適正な処理を行います。

(エ) 美しい景観の保全

30年以上の歴史がある公園の美しい景観は、地域への親しみや愛着を育む資源として重要な役割を果たします。この景観は、職員をはじめ、委託業者や地域の方々と一体となって保全に取り組めます。

(オ) 職員及び利用者の意識の高揚

- ・環境保護啓発ポスターを掲示し、ごみの持ち帰りについて協力いただくことで、利用者の環境に対する意識の高揚を図るとともに、再利用した堆肥を来園者に無料配布するなどして、サイクル活動をPRします。
- ・職員に対し環境保護に関する研修を実施し、職員の意識を向上させ県民の先頭に立ち環境保護活動に取り組めます。

(カ) 鳥取県盤環境管理システム（TEAS II種）の認証登録

平成18年度3月から、TEAS II種の認証登録を受け、毎年定期審査を受けることにより継続していきます。

オ 業務の実施内容

施設・設備の維持管理に関する業務は、鳥取県都市公園条例に基づき以下の業務を実施します。

(ア) 清掃業務

職員による簡易的な清掃作業を行うとともに、専門業者への委託による日常及び定期清掃を行い、利用者に快適に過ごしていただけるよう努めます。また、大会やイベン

ト等により多くの来園者があった場合は、状況に応じて臨時的に清掃を実施します。

(イ) 設備等保守点検業務

各設備の保守点検は、法令に基づく点検及び定期的な点検を、専門業者に委託し実施します。

【業務一覧】

ばい煙測定業務、消防用設備保守点検業務、エレベーター保守点検業務、清掃用チェアゴンドラ・舞台吊物装置保守点検業務、空調設備保守点検業務、浄化槽保守点検業務、自動扉保守点検業務、構内電話設備保守点検業務、大型映像及び野球場スコアボード保守点検業務、テニスコートメンテナンス業務、遊具保守点検業務、移動観覧席保守点検業務、照明制御システム保守点検業務、音響設備保守点検業務、陸上用機器保守点検業務、自動制御設備保守点検業務、クライミングウォール保守点検業務、バスケットゴール保守点検業務、散水用スプリンクラー保守点検業務、電気設備法定点検業務

(ウ) 消防及び警備業務

・消防業務

専門業者の定期点検以外に、資格を有する職員の自主点検や、消防機関の立入検査を行います。

・警備業務

職員による園内巡視を行うとともに、園内監視カメラの設置や、夜間警備（人的警備）の外部委託などにより、防犯対策に努めます。

(エ) 日常点検業務

点検項目や点検ルートを定め、点検チェックシートにより職員による日常点検を行い、異常個所や不審物等の早期発見に努めます。

(オ) 遊具点検業務

日常的に比較的事故が起こる可能性が高い施設であるため、専門業者による定期点検以外にも、職員による点検により事故の未然防止に努めます。

・安全点検

日本公園施設業協会が示す「遊具の安全に関する基準」に基づき、適切な点検を行います。

・危険個所の対応

危険個所を発見した場合は、国土交通省・遊具指針に基づき、状況に応じて遊具の使用中止及び応急処置を講ずるとともに速やかに修繕し、改良・移設・更新・撤去などの大掛かりな対応が必要な場合は、県と協議の上迅速に処理します。

(カ) 体育施設管理業務

・体育施設管理士資格保有職員による施設管理

大規模な大会等が開催できる県内唯一の体育施設であり、常に安全で適正な状態に管理する必要があることから、体育施設管理士資格を保有する職員を配置し、施設や器具類の適正な点検・整備を行うことで常に良好な環境を維持します。

・備品管理業務

利用者に常に最適な状態で使用又は貸し出しを行うため、約1600個の備品を年に1回以上棚卸を行い、備品台帳と照合の上、個数や状態を確認し、故障などの不具合がある場合は早急な修繕を行うのはもちろん、更新が必要な場合は備品購入計画を作成し県への要望を行います。

(キ) 植栽管理業務

・植栽管理の目的

植栽年間管理計画及び中長期管理計画に基づき、樹木の健全な育成を図り、美しい景観を保つとともに樹木を起因とした事故を未然に防ぎ、利用者の安全・安心を確保することを目的とします。

・作業時における安全対策

利用者の安全確保のため、以下の防護策を講じ作業を行います。

項目	取り組み内容
看板の設置	草刈り機などの危険が伴う作業は、看板を設置するなどして利用者へ注意喚起し安全を確保します。
立入禁止	薬剤や肥料などを蒔く場合は、立入禁止の措置を取り、利用者が近づけないようにすることで安全を確保します。
事前告知	薬剤散布等の場合は、事前に作業日程をホームページ等に掲載し事前にお知らせすることで安全を確保します。

・事故・犯罪を未然防止するための植栽管理

以下の内容で取り組みます。

項目	取り組み内容
点検の実施	日常点検（1日2回）及び定期点検（月1回）を実施し、点検表に基づき、ぶら下がり枝や枯葉、害虫等のチェックを行い、異常の早期発見に努めます。
見通しの確保	道路沿いなどの植栽を低く刈り込むなどし、見通しのよい環境を整えます。
明るさの確保	電灯周りの枝葉の選定を行うなどし、夜間照明の明るさを確保します。

・サイクル堆肥

アクセルグリーン工法を用いて園内で発生した芝刈屑や枝葉を堆肥化し、園内の樹木や花壇などに活用したり、自主事業等において来園者に提供することにより再利

用に努めます。

・ナチュラルガーデン管理

ポールスマザー氏監修のもと、県民体育館前・ふれあい広場西側がナチュラルガーデンとして整備されたことにより、通常の造園管理とは違ったナチュラルガーデンの目的に沿った維持管理に努めます。

(ク) 修繕業務

日常点検及び定期点検により修繕箇所を把握し、安全性・機能性・利便性などを考慮したうえで、優先順位をつけることにより計画的な修繕を行います。

なお、県が行う修繕等には、日程調整や確認業務など全面的に協力します。

・職員による修繕

安全性・機能性等を損なわないよう、職員で修繕可能な範囲は、可能な限り対応することによりコストの削減に取り組みます。

・修繕・改修によるサービスの向上

利用者からの要望等により、相当な理由と利便性の向上につながると判断した場合は、積極的に修繕・改修を行います。

・修繕要望

指定管理者の対応範囲を超えるもの（250万円以上）については、現状・問題点・修繕の必要性などを詳しくまとめ、県に報告し修繕を要望します。

(4) 外部委託

高度な専門性を要する業務、法定検査機関による業務、コスト的・技術的に効果的と判断する業務などは、専門業者へ委託します。

また、障がい者及び高齢者の就労機会確保に寄与するため、障がい者就労施設やシルバー人材センターなどに一部の業務を委託できるよう取り組みます。

ア 業者の選定

鳥取県競争入札参加資格を有する県内業者への発注を基本とし、指定管理受託期間内での複数年契約を行うことで委託費の縮減に努めます。

イ 業務の監視体制

各業務に調査職員を選定し、仕様書に沿って業務が遂行されているか検査・確認を行うとともに、必要に応じて指導・勧告等を行い、適切な業務遂行を管理します。

ウ 委託業者との連携

定期的に連絡調整会等を開催し、利用者の意見・要望の伝達や利用予定の確認など、情報を共有することで、より円滑な管理・運営に取り組みます。

エ 業務内容

令和4年1月現在、下記の30業務を委託しています。

夜間警備業務委託については、長期休暇の際や夏場の夜間など、状況に応じて単発的に

発注することがあります。

【外部委託契約一覧】

契約事項名	請負業者名	契約期間	契約額	発注先
陸上・野球場施設警備		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
体育館・テニス警備		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
浄化槽保守点検		R1. 7. 29～R6. 3. 31		県内
自動制御設備保守点検		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
清掃		H31. 4. 1～H6. 3. 31		県内
自動扉保守点検		H31. 4. 15～R6. 3. 31		県内
大型映像装置、野球場スコアボード装置保守		R1. 10. 1～R6. 3. 31		県外
構内電話設備保守		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
消防設備保守		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
空調設備保守		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
県民体育館エレベータ		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
陸上競技場エレベータ		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
音響設備保守		R1. 5. 1～R6. 3. 31		県外
清掃用チェアゴンドラ及び舞台吊物装置保守		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県外
陸上競技用機器保守		R1. 6. 1～R6. 3. 31		県外
ばい煙測定		R1. 5. 1～R6. 3. 31		県内
テニスコートメンテナンス		R1. 6. 1～R6. 3. 31		県外
芝グラウンド維持管理		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
造園保守（1工区）		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
造園保守（2工区）		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
造園保守（3工区）		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県内
遊具保守		R1. 11. 25～R6. 3. 31		県外
移動観覧席保守		R1. 7. 1～R6. 3. 31		県内
体育館照明制御システム保守		H31. 4. 1～R6. 3. 31		県外
クライミングウォール保守		R2. 2. 10～R6. 3. 31		県外
冬季除雪		R3. 12. 10～R4. 3. 31		県内
バスケットゴール保守		R1. 8. 1～R6. 3. 31		県内
ナチュラルガーデン維		H31. 4. 25～R6. 3. 31		県内

持管理			
電気設備法定点検		H31. 12. 27～R6. 3. 31	県内
野球場グラウンド整備		R2. 4. 1～R6. 3. 31	県外

オ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への発注予定

園内の美観整備に係る清掃業務及び花壇などの植え替え業務を発注する予定です。

4 スポーツ・レクリエーション振興

県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的な施設であることを十分理解し、公園内の多様な施設や自然環境を活用しながら、県民の心身の健康維持及び増進に取り組めます。

(1) 考え方及び実施内容

ア 施設設備の利用方法

利用される誰もが、適正に事故や怪我をすることなく利用できるよう指導を行います。

(ア) 施設・用具について

- ・事前の打ち合わせ時に職員より直接説明します。
- ・初めての方でもわかりやすく、利用マニュアルを示します。
- ・看板・張り紙等の掲示を行います。

(イ) 遊具について

- ・職員の巡回により、危険な使用などがあった場合は直接指導します。
- ・看板の設置により、注意事項や禁止事項等を周知します。
- ・子どもたちの冒険心や挑戦心を尊重しつつ、適切な指導を行います。

(ウ) トレーニングルームについて

トレーニングルームは多様な目的をもった利用者が増えているため、職員による指導員の配置や外部との連携によるサブトレーナーの協力を得て指導を充実させます。

- ・豊富な経験と知識をもつ職員を指導員として配置し、器具などの使用方法を含め丁寧に指導します。また、女性の利用者のために積極的に女性職員を配置します。
- ・トレーニングに関する知識を持ったボランティアを募り、サブトレーナーとして登録いただくことで、職員とともに、また職員が不在の場合の補助的指導員として利用者をサポートします。

イ 競技スポーツの振興

本会が行う競技力向上事業を円滑に実施するため、施設管理・運営面から可能な限り協力します。

全県及び全国規模の大会等を円滑に開催できるよう利用調整に努め、本会加盟団体と連携し、各種講習会や強化練習会などの実施に協力するとともに、障がい者スポーツの理解を深め、障がい者スポーツの利用促進を図ります。

(ア) 円滑な大会開催への支援

・大規模調整会・年間利用調整会の実施

・大会運営のサポート（特殊な機器のセッティング、使用方法説明、操作補助など）

(イ) 全国規模大会やプロスポーツ大会の招致

県民にトップアスリートのプレーや技術を見る機会を提供するため、スポーツ協会加盟競技団体等と連携し招致に取り組みます。

(ウ) 元オリンピック選手やプロ選手による教室事業

特に子どもたちのスポーツへの興味・関心を高めることを目的に、また、県内の競技力の向上のために、一流選手から直接指導を受けられる機会を提供します。

(エ) 鳥取県出身アスリートの雇用

本県から、全国大会や世界大会等に出場した実績のある選手の受け皿として、積極的に雇用に取り組みます。

また、雇用したあかつきには、その力を存分に発揮し、鳥取県のスポーツ振興に尽力します。

(オ) 国民体育大会等への職員の派遣

国民体育大会などを含む全国トップレベルの大会等において、監督・コーチ等の派遣依頼があった場合は、その必要性を判断したうえで、可能な限り派遣に配慮します。

(カ) 布勢総合運動公園のブランド化事業

・陸上競技教室

ブランド化事業の主として陸上競技教室を位置づけ、長期的な視野に立って全国大会等で活躍できる子ども達を育成するため、記録の出やすい布勢公園の高速トラックを活用し、専門の知識をもった職員が指導します。

将来的にトップアスリートを輩出することで、ブランド化の一役を担うことを目的とします。

・オリンピックオーク植樹及びプレート設置

布勢公園陸上競技場は、全国でも有名な高速トラックと認識されており、例年開催している布勢スプリントにおいても、日本記録が出る可能性が十分考えられることから、日本記録が樹立され、かつ本会が特に認めたものについて、記念植樹を行うことによって広く周知するとともに、後世まで形として残すことでブランド化に寄与します。

なお、記念植樹に加えてプレートの設置を行います。（日本記録が複数出た場合は、設置内容を県と協議します。）

(キ) 指導者向け指導講習会等事業

全国的にもレベルの高い講師を招き、指導者向けの講習会を実施することで、県内の競技力向上に寄与します。

ウ 身近なスポーツ・レクリエーション振興

第2期スポーツ基本計画で示されている、「成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%」に向けて、県民の誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整備し、ラ

イフステージに応じたスポーツ活動の推進を図るとともに、各種団体・機関と連携し県民スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進に取り組みます。

(ア) スポーツ教室・イベントの開催

鳥取県スポーツ振興計画に基づき、子どもから高齢者までが気軽に参加でき楽しめる教室・イベントを企画・実施します。

(イ) 高齢者のスポーツ活動の促進

高齢者でも参加しやすいニュースポーツ教室や卓球イベントなどを定期的で開催し、活躍する機会や交流の場を提供することで、スポーツ活動への参加を促進します。

(ウ) グラウンド・ゴルフ大会の充実

鳥取県が推進するグラウンド・ゴルフ聖地化事業に賛同し、陸上競技場の芝グラウンドを使って定期的な大会を開催するとともに、多世代への普及に取り組みます。

(エ) 地域のスポーツ活動への職員派遣

地域や学校等でスポーツ活動を行う際など、指導者の派遣依頼があった場合は、内容・日程等を調整の上、可能な範囲で専門知識を有する職員を派遣します。

(オ) 未来のアスリート発掘事業

県の委託事業である未来のアスリート発掘事業を円滑に実施するため、施設の利用調整・事業の周知活動などに全面的に協力します。

(カ) ジュニア世代を対象とした研修・講習会の開催

子どもたちの健全な育成のため、成長段階に適したスポーツ指導方法や、保護者等も対象とした栄養学など、さまざまな研修・講習会を提供します。

(キ) 総合型地域スポーツクラブへの支援

本会が発行する「クラブインフォメーション」を主に、総合型地域スポーツクラブの発展のため、情報発信等に取り組みます。

また、クラブ活動における指導者派遣にも可能な範囲で協力します。

エ 体験学習プログラムの実施

環境保護・緑化意識の成熟や心身の健康づくりのため、公園内の多様な施設や豊かな自然環境を活用し、公園の魅力を最大限発揮できるプログラムを企画します。

各プログラムは、講師や指導員によって運営し、職員での対応又は外部に依頼する講師・ボランティア等とします。

令和3年度に実施したプログラムをベースとしますが、利用者のニーズや外部講師等からのご意見をもとに、プログラムの見直し及び新規プログラムの企画・実施に取り組みます。

参加料の設定は、実施にかかる経費やその他自主事業の参加料などを考慮しながら適正な料金設定を行います。

【参考：令和3年度実施プログラム】

園芸プログラム	・クリスマス寄せ植え教室
---------	--------------

自然体験プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・カブトムシ観察ウォーク ・キノコ狩り
-----------	--

オ 障がい者スポーツの普及振興に係る事業の実施

障がい者スポーツ拠点施設「ノバリア」の設置を機に、本会職員が障がい者スポーツへの理解を深め、障がい者の来園が増えることを見据えて対応を学び協力体制を整えます。

(ア) 研修会の実施とマニュアルの作成

障がい者が公平に施設を利用できるよう、職員はもちろん公園に関わる外部委託業者等を含めた研修会を実施し理解を深めるとともに、障がい者対応マニュアルを作成し受け入れ態勢を整えます。

(イ) 障がい者スポーツ指導員の資格取得

障がいのある方が安全で安心して来園できるよう、障がい者スポーツに係る基礎的知識を身につけるための資格取得に取り組みます。

(ウ) 障がい者スポーツの普及振興

障がい者スポーツ教室の企画・実施を行うなど、障がい者が気軽にスポーツ活動に参加できる環境を整えることで普及振興を図ります。

(エ) 障がい者アスリートの雇用

障がい者アスリートを職員として雇用し、仕事をしながら恵まれた環境で競技力の向上に努め、一定の成績を残していくことで、鳥取県全体の障がい者アスリート育成モデルを目指します。

(オ) 全国障がい者スポーツ大会や強化合宿への職員派遣

競技実績があり、障がい者スポーツの専門知識を有する職員を、障がい者スポーツの競技力向上に寄与するため、全国障がい者スポーツ大会や各種強化合宿へ派遣します。

(カ) 県及び障がい者スポーツ協会との連携

競技大会や強化合宿等が円滑にかつ安全に実施できるよう、また障がい者スポーツの普及・発展のため、各関係団体と連携しハード面・ソフト面での支援に取り組みます。

5 利用促進とサービス向上

本会は、「スポーツ」「レクリエーション」「余暇」「散策」「家族団らん」など、多様なニーズを持つ利用者の皆様が、安全・安心にまた快適に満足した時間が過ごせるよう、これまでの管理経験と実績を生かして、利用者のサービス向上に取り組みます。

(1) 自主事業の実施

ア スポーツ教室の実施

元気で活力に満ちた社会の実現に向け、生涯にわたり豊かに生きるために健康や体力を培っていけるよう、それぞれの年代や目的に応じたスポーツ教室を実施します。

各教室は、講師や指導員によって運営し、職員での対応又は外部に依頼する講師・ボラ

ンティア等とします。

令和3年度に実施した教室をベースに下記のとおり計画しますが、利用者のニーズ調査や外部講師等からの意見をもとに、開催予定の教室の内容を見直し、新たな教室の企画・実施に取り組みます。

また、職員の異動などの場合は、職員の専門性を活かした教室を新たに企画・実施することで質の高い教室を提供します。

参加料の設定は、教室開催にかかる経費、その他関連施設の参加料などを考慮しながら適正な料金設定を行います。

(ア) ジュニア世代を対象とした教室

運動やスポーツに触れる機会を提供し、運動に親しむ資質と能力、体力の向上、専門技術の向上に向けて取り組みます。

【令和4年度開催予定】

エンジョイキッズ、ヒップホップダンス、野球初級・上級、陸上Ⅰ・Ⅱ、陸上上級Ⅰ・Ⅱ、バドミントンジュニア初級Ⅰ・Ⅱ、トランポ・ロビックス、サッカー、テニス

(イ) 働き盛り世代、子育て世代を対象とした教室

運動に親しむ資質と能力・体力の向上のため、ワーク・ライフ・バランスを重視しつつ、運動率の向上に取り組みます。

【令和4年度開催予定】

ピラティス、トータルバランスヨガ午前・午後、ママのボディリメイク with ベビー、癒しのヒーリングヨガ、バドミントン、エアロビクス&ストレッチ、フラダンス、ジョギング、ランニングクリニック、フープエクササイズ

(ウ) シニア世代を対象とした教室

生涯スポーツとしてだれでも気軽に参加できる教室を実施し、健康・体力の維持増進、生きがいや仲間づくりに取り組みます。

【令和4年度開催予定】

卓球初級・中級・上級、シェイプアップエアロ、健康トレーニングⅠ・Ⅱ

(エ) 幼児を対象とした教室

遊びを取り入れながら体を動かすことを中心に、幼児から運動の習慣化を図り、体を動かすことの楽しさを感じるよう取り組みます。

【令和4年度開催予定】

幼児教室Ⅰ・Ⅱ

(オ) 障がい者を対象とした教室

障がい者が運動やスポーツに触れる機会を充実させ、日常の目標や励みとなるよう取り組みます。

イ 各種イベントの実施

公園の機能を最大限に生かし、スポーツ大会や講習会をはじめ、行楽シーズンの家族連れ等に来園してもらえるような複合型イベントなど、幅広い視野で集客できるイベントを企画・実施し、利用者の促進と公園知名度の向上に取り組みます。

各イベントは、関係団体の協力を得て、講師や指導員等によって運営し、職員での対応又は外部に依頼する講師・ボランティア等とします。

令和2年度に実施したイベントをベースに下記のとおり計画しますが、利用者のニーズや関係団体・外部講師等からの意見をもとに、イベントの見直し及び新規イベントの企画・実施に取り組みます。

イベント収入については、イベントに参加するための料金や、イベントを実施するために必要な各種ブース・移動販売などの設置料等とし、料金設定はイベント実施にかかる経費、その他関連施設の設定状況、県外を含めた類似施設の設定状況等を考慮しながら適正な料金設定を行います。

【令和4年度実施予定】

いきいき健康長寿事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種グラウンド・ゴルフ大会 ・ピンポン大会
スポーツ活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種サッカー大会 ・クライミング体験 ・ナイター陸上 ・各種卓球大会 ・コーディネーショントレーニング ・布勢スプリント
地域活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケット ・子ども祭り（春・秋） ・因幡但馬ジオパーク地域交流陸上大会
交流型イベント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の感謝祭

ウ 自主事業における安全面への対応

(ア) 事前打ち合わせ

事業を安全に実施するため、講師等との綿密な打ち合わせを行い、内容を決定します。

(イ) 警報が発令された場合

利用者の安全を最優先に考え、特に対象が子どもや障がい者・高齢者の場合、参加するための移動等において危険が生じる場合は、延期及び中止の措置を取るとともに、振替日の再設定を行うなどの対応を行います。

(ウ) 保険の加入

自主事業の際には、事故に備えて参加者全員に保険に加入していただきます。

【参考：スポーツ教室の場合】

保健の種類	保険対象範囲	保証額
スポーツ安全保険	教室活動中の怪我 経路往復中の事故	死亡…2,000万円 後遺症…3,000万円 入院…1日4,000円 通院…1日1,500円

エ 競技大会や研修会等開催におけるサービス向上策

年間を通して延べ100回以上の様々な催し物が開催されることから、以下のようなサービス向上に取り組みます。

(ア) 開園・閉館時間の調整

通常の開園・閉館時間を原則としますが、主催者の要望により時間調整が必要な理由が適当であると認めるときは、開園・閉館時間の調整を柔軟に対応します。

(イ) 主催者及び関係者の駐車場確保

大会等開催時は、参加者・来園者で駐車場が混雑するため、大会等を開催する上で必ず必要である主催者各役員や関係者の駐車スペースを、安全面を十分考慮した上で、園内に臨時駐車スペースを設けます。

(ウ) その他の主な取り組み

取り組み	内容
式典	旗（国旗・県旗）、君が代CDR、表彰盆の無償貸出
幹旋	お弁当の幹旋 弁当業者は公募とし、年間契約を締結するとともに、手数料として適正な料金を徴収します。

オ スポーツ振興におけるサービス向上

(ア) 空きスペースの有効活用

施設の利用促進を図るため、中央広場の空きスペースにバスケットゴールなどを設置するなど、空きスペースの有効活用に取り組みます。

(イ) スポーツ用具等無償貸出し

来園者がスポーツを楽しみたいと思ったときに対応できるよう、またトレーニングで来館された方がベルトなどを忘れてしまった場合などを想定し、可能な限りの用具を条件付きで無償貸出しします。

(ウ) ニュースポーツ用具の無償貸出し

県からの委託により貸し出し業務を行うことと併せて、独自に用具を追加し、県民からの要望に幅広く応えるとともに、ニュースポーツの普及に取り組みます。

カ ランナーのためのサービス向上策

鳥取マラソンが開催されて以降、ジョギングやランニングをされる方が増加傾向にあ

り、公園内でもたくさんの方が走ることを目的に利用されていることから、安心して快適に走れるよう環境整備に努めます。

(ア) ランニングコース整備

公園敷地内の様々な園路を利用し、高低差や距離などの組み合わせで数種類のランニングコースを設定し、マップ等で分かりやすく表示することで初心者から上級者まで安心して快適に走ることができるようにします。

また、夜間には照明をつけ、積雪時には除雪するなど、安全に走れる状態を確保します。

(イ) 陸上競技場の照明無料サービス

一般利用に限り、夜間照明を無料で点灯します。

(ウ) ランニングクリニックの実施

専門知識を有し、指導実績のある職員が、初心者から中級者までを対象にランニングクリニックを実施し、ランニングの知識を深めていただくとともに、鳥取マラソンの機運醸成に寄与します。

キ 研修室の活用

研修としての利用の他、ダンスや展示など、様々な用途で利用いただけるよう提案し、広報することで利用促進を図ります。

(ア) スポーツ教室での活用

高齢者や主婦層をターゲットにした、健康維持・増進を目的とするヨガやピラティスといった内容の教室を、研修室を使って実施します。

(イ) 運動の場としての活用

少人数で利用される空手の練習や、トレーニングルームが混雑している場合のトレーニングスペースなどでも利用できるように努めます。

(ウ) ダンス系利用者の誘致

ダンス系の利用者は鏡を使った練習を求めていることから、可動式のパーテンションミラーを準備し利用促進を図ります。

(エ) 文化（伝統芸能）継承としての活用

しゃんしゃん祭りでの傘踊りの練習の場として利用できることを周知し、利用促進を図ります。

(オ) 展示場としての活用

鳥取県の歴史や文化、スポーツ関連の歴史、鳥取県の自然など、幅広い情報発信の場として活用するとともに、開催が延期になっている関西ワールドマスタースゲームズの啓発に取り組みます。

ク 子育て世代へのサービス向上

(ア) 子育て世代に向けた環境整備

小さなお子様連れの利用者のために下記のようなサービスを行います。

- ・ベビーカーの貸し出し（体育館のみ）
- ・授乳室の設置
- ・子どもトイレの設置
- ・プレイルームの無料提供（小学生未満）
- ・絵本の設置（体育館2階ロビー）

(イ) 移動遊園地などの提供

多くの子どもが来園する行楽シーズンなどには、委託契約を交わしているイベント業者が大型遊具の設置や列車型遊具の走行など、子ども向けのサービスを企画・提供します。

また、職員による縁日の実施や、移動販売車による飲食販売などにより利便性の向上に取り組みます。

なお、移動販売車は公募とし、イベントに応じて適切な台数を設定するとともに、出店料として適正な料金を徴収します。

ケ 鳥取屋内プールと県民体育館トレーニングルームの利用共通券発行

本会が複数の県立施設管理・運営を受託しているメリットとして、鳥取屋内プールと県民体育館トレーニングルームの1カ月利用共通券を発行し利便性の向上を図ります。

コ ロビー等のスペース有効活用

利用者に有益な情報提供として、飲食関係・交通関係・宿泊関係などの近隣情報を掲示するなどして利便性の向上に努めます。

サ 風情ある公園の演出

四季折々の公園の表情を演出します。

- ・4月 桜の季節のボンボリ点灯
- ・1月 正月の門松（職員作成）
- ・その他

シ 無料開放日の設定

鳥取県民の日条例に基づく利用料減免に加え、独自に5月の「みどりの日」及び10月の「都市緑化月間」において無料開放日を設定します。

無料開放	期間
とっとり県民の日	9月12日及び9月第2土曜日とその翌日の2日間
みどりの日	5月3日から5月5日の3日間
都市緑化月間	10月第3週の月曜日から金曜日の5日間

ス 利用料金外の使用料について

利用者からの要望が高い下記の使用料については、常職の範囲内で一般的な使用料金を設定し利便性の向上に努めます。

項目		単位	料金設定
コピー	A4・B4	白黒	1枚 10円
		カラー	1枚 50円
	A3	白黒	1枚 20円
		カラー	1枚 80円
ファクシミリ	県内	1枚	10円
	県外	1枚	20円
氷		1式	100円

セ Wi-Fi 環境の整備

鳥取県が整備した無料公衆無線 LAN のアクセスポイント（陸上競技場内及び県民体育館メインアリーナ内に限る）及び、県が整備したポータブル Wi-Fi 機器 1 台を無償で貸出し、様々な場面での Wi-Fi 環境を提供します。

ソ 宣伝広報業務

布勢公園の紹介をはじめ、行っている事業やその他依頼のあった広報物など、布勢公園の利用促進を図るものについては、目的にあった手段を用いて効果的な広報に努めます。

(2) 自動販売機の設置

ア 設置の考え方

利用者の利便性向上のため、また収入確保のため下記により自動販売機を設置します。
 なお、ネーミングライツの契約解除により、コカ・コーラボトラーズジャパンの自動販売機を撤去し、令和 3 年度から令和 5 年度までの契約で園内に合計 41 台設置しました。
 （一部平成 31 年度から令和 5 年度契約含む）

また、オリンピック支援自動販売機は契約に基づき令和 4 年 3 月 31 日で撤去するため、令和 4 年度は合計 40 台の設置となります。

イ 設置内容

- ・飲料水（通常自販機）…………… 24 台
- ・飲料水（ユニバーサル）…………… 12 台
- ・アイスクリーム…………… 2 台
- ・栄養補助食品…………… 2 台

(3) 利用者の要望等把握及び対応方針

利用者にとって満足度の高い公園を実現するため、情報を効率よく効果的に収集し、ニーズや要望または苦情等を把握するとともに、対応の必要なものは速やかに応えられるよう取り組みます。

ア 要望等の把握方法

(ア) 意見箱の設置

利用者が簡単に要望等を伝えることができるよう、陸上競技場及び体育館のロビー

に意見箱を設置します。

また、サイレント・カスタマーを防ぐために匿名性を維持し、投函しやすい環境に配慮します。

(イ) アンケート調査

施設全体の利用満足度や教室の参加満足度など、様々な場面でのアンケートを年4回以上実施し、速やかに分析・評価・対策等に活かしていきます。

(ウ) その他の主な取り組み

より幅広く情報を収集するために、インターネットの活用、利用者から生の声を聴くなど、日ごろから情報収集に努めます。

(エ) 対応方針

集まった情報を分析・分別し、対応が必要なものについては緊急度別に優先順位をつけるなどして、可能な限り応えられるよう取り組みます。

6 災害・事故等の未然防止と緊急時の対応

(1) 未然防止の対策

全職員の理解と心構えにより、万全の未然防止体制を確立します。

ア 火災の未然防止

(ア) 消防計画に基づき、総合的な訓練を行うとともに、部分訓練等において設備の使用
方法や消火活動・避難誘導などを全職員が体験することで、常日頃から緊急時のイメ
ージトレーニングを行い、想定外を想定内にできる体制を整えます。

(イ) 消防設備の点検を日常的に行うとともに、委託業者により定期的に点検することで
常に正常に作動できる状態にします。

(ウ) 電気室などの火災が発生しやすい場所を把握し重点的に管理します。

(エ) ガソリンなどの燃料は危険物取扱者により厳重に管理します。

(オ) 全職員が消火器等の位置を把握し、誰もが使用できるよう訓練します。

イ 地震・津波の事前対策

県が策定した鳥取県震災対策プラン（平成22年度）に基づき、万が一の際に被害を最
小限に食い止められるよう、定期的な訓練により職員自身の安全を確保するとともに、利
用者を安全に避難誘導できるよう取り組みます。

また、けが人に対する応急用具や避難に必要な道具など、主なものを下記3つの項目に
分け常備します。

緊急資材	避難誘導資材	災害対策資材
・救急箱 ・担架 ・AED ・毛布	・懐中電灯 ・メガホン ・トランシーバー ・ヘルメット	・スコップ ・ロープ ・荷車 ・非常用ラジオ

・タオル ・氷	・ホイッスル	・ブルーシート ・レインコート
------------	--------	--------------------

ウ 事故の未然防止

- (ア) 予見回避義務に基づく安全対策を講じ、園内巡視・点検を徹底して行います。
- (イ) 特に遊具など危険度の高いものは、職員の日常点検を欠かさず行います。
- (ウ) 危険箇所を発見した場合は、速やかに立入禁止等の措置をとるなど利用者の安全を確保します。

エ 感染症の未然防止

鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店の認証を取得し、県と連携しながら適切に対策を講じます。

また、毎年流行するインフルエンザや、デング熱などの感染予防として下記のとおり対応します。

- ・アルコール消毒液の設置
- ・看板などによる手洗い、マスク着用の呼びかけ
- ・定期的な換気
- ・水たまりの除去、防虫剤の設置
- ・虫よけスプレーの貸し出し

オ 蜂対策

春先から秋の終わりごろにかけて、園内に蜂（主にスズメバチ）が発生することがあるため、事前に蜂捕獲器を設置し蜂の増殖を防ぐとともに、蜂や巣を発見した際は速やかに駆除します。

カ 小型無人機（ドローン）の取り扱い

県が示す「県立都市公園における小型無人機等の飛行に係る取扱いについて」に基づき、禁止とする行為に抵触しないよう注意を促し、使用者にも来園者にも安全に使用していただきます。

キ 防犯対策

(ア) 職員による巡回

毎日2回（午前1回・午後1回）の巡回を行い、特にトイレや更衣室など周囲から見えにくい場所は重点的に確認するとともに、あいさつ等で積極的に声掛けを行うことで不審行動の抑止となるよう努めます。

(イ) 警察との連携・防犯研修の実施

警察の協力を得て防犯訓練を行い、本番さながらの実技によって対応を身につけます。また、公園内の犯罪が起ころうな場所や改善策など現地を見ながらアドバイスいただき、日ごろの防犯に活かしていきます。

(ウ) その他の主な取り組み

- ・犯罪の可能性が高い場所への防犯カメラ設置
- ・外部委託業者や警察との連携
- ・見通しの良い公園、明るい公園の環境整備（照明増設、植栽管理）

ク スポーツ活動における事故等未然防止

スポーツ活動は道具を使うものや激しく体が接触するものなど、事故やけがに繋がりがすいため、施設の瑕疵によって事故等が起こらないよう取り組みます。

（ア）日常点検による危険回避対策

小さな気づきが重大事故を防ぐという意識を常にもち、施設や設備・器具の日常点検を丁寧に行うことで、ネジの緩みやフロアの水分、芝生の凹凸など些細な異常も見逃さずに対応します。

（イ）熱中症の未然防止

高齢者や子ども達にとっては命も落としかねない熱中症に対し、下記の対策により未然防止に努めます。

- ・チラシやポスター、窓口でのモニターによる呼びかけなどの注意喚起
- ・ミストの設置
- ・熱中症予防に係る常備品の確保
- ・適切な冷房の活用
- ・WBGT指標系の活用と情報提供
- ・扇風機の活用

（ウ）その他の主な取り組み

- ・自己管理に役立つための体重計・血圧計の設置
- ・準備運動やストレッチの指導
- ・張り紙や巡回によるルール・マナーの遵守

ケ AED（自動体外式除細動器）の取り扱い

突発的な心臓停止に対する処置は1分1秒を争うため、広大な敷地を保有する公園では様々な場所で事故が起こることを想定して、迅速に対応できるよう取り組みます。

- （ア）公園全体をカバーするため、7台のAEDを適切な位置に配置します。
- （イ）誰にでも設置場所が分かるよう、張り紙等で掲示します。
- （ウ）1日1回の日常点検を行います。
- （エ）全職員がAED使用法及び心肺蘇生法の講習を2回以上受講します。

コ 応急処置に必要な備品の常備

園内での様々な活動中に起こりうるケガ等に対応するため、応急処置に必要な備品を陸上競技場・県民体育館・テニスコート・野球場に常備します。

（2）緊急時の対応

危機管理マニュアルに基づき各種訓練を実施するなど、万が一の緊急時に適切に対応できるよう体制を整えます。

ア 災害時における対応

(ア) 火災の場合

消防計画に基づき、自衛消防隊を組織して対応します。

(イ) 地震・津波の場合

地震発生の場合は、津波が発生することを念頭におき下記のとおり対応します。

対応	職員の行動
1次対応	<ul style="list-style-type: none"> ○「緊急時地震速報」「津波警報・注意報」が発令されたことを放送する ○利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待機する ○移動できればドアを開放し避難口を確保する ○津波警報発令の際は、高台（展望台など）へ避難誘導する
2次対応	<ul style="list-style-type: none"> ○園内や建物の外観を点検した後、細部の点検を行う ○建物等に大きな被害がなくても、電気・水道の供給が停止している場合は、避難所としての開設を見合わせ、詳細な確認と県・市との協議の上、慎重に対応を行う。

(ウ) 台風・豪雨・積雪の場合

天気予報等の情報を注視し、下記のとおり対応します。

対応	職員の行動
1次対応	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽の養生やごみ箱の固定など ○看板等飛ばされる恐れがあるものは移動または撤去する ○無料バスケットゴールを移動する ○必要があれば自主事業などを中止し、競技大会等は主催者と協議する ○被害があれば県と協議しながら対応する
2次対応	<ul style="list-style-type: none"> ○適時、園内巡視を行い被害状況の把握等に努める ○故障・損傷・積雪などは、早急に復旧作業を行う

イ 事故発生時における対応

(ア) 事故者の救護

事故発生の通報等を受けた場合は、職員が速やかに現場に向かい、状況により被害者の救護、救急車の要請・誘導を行うとともに、必要に応じて警察等への連絡を行います。

(イ) 速やかな対応と事故報告

現場の確認とともに、園長・次長への報告により、対応の指示を仰ぎながら適切に対応します。

また、必要に応じて事務局、県への報告を行い、連携して対応します。

(ウ) 二重事故の防止

事故発生現場において度重なる事故が発生しないよう、速やかに施設の立入や利用

の制限を行うとともに、応急処置・修繕を行い再発防止に努めます。

(エ) 事故の再発防止

事故の状況を記録・分析し、原因を明確にしたものをデータとして蓄積・共有することで、可能な限り対応策を講じ、事故が再発しないよう取り組みます。

ウ 不審者対応

状況により3段階で判断し、下記のとおり対応します。

対応	不審者の状況	職員の行動
1次対応	不審行動がみられる	○対象者の行動を観察する ○2名以上の職員で対応し、声掛けなどを行う
2次対応	明らかな不審行動	○警察へ連絡する ○利用者の避難または準備をする
3次対応	危害を加えたと判断した場合	○利用者の避難を行う ○警察到着まで、不審者を刺激しないよう対応する ○危害を加えてきたら「さすまた」を使用し対応する

エ 応急手当・心肺蘇生の対応

(ア) ケガ等に対する応急手当

活動中に起きる主なケガは、捻挫・打撲・肉離れが大半であり、症状の程度に関係なく「RICE」処置により様子をみます。

骨折等の疑いがある場合は、救急車を要請し、指示を仰ぎながら対応します。

(イ) 心肺停止などに対する対応

心肺・呼吸の停止を確認した場合、直ちに救急車の要請を行うとともに、職員間で連携し心肺蘇生法及びAEDの準備を行います。1人での対応を迫られた場合は、利用者等へ協力を求め、適切な指示を行い、救急隊の到着まで可能な限りの対応をします。

オ 受援体制

災害等により、避難場所等として指定された場合は、市のマニュアルにより施設管理者の役割を担います。基本的には、避難場所の開錠・施錠、必要な設備の準備・可動、施設の利用に係るものの対応としますが、状況により市や県と協議の上でできる限りの協力を行います。

カ 防災公園としての取り組み

布勢公園の地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県民に重大な影響を及ぼす恐れのある災害に対処するため、災害予防などに関し、県及び防災関係機関と連携し、県民の生命を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することの趣旨を理解し取り組みます。

(ア) 広域防災拠点として

布勢公園は県内で広域防災拠点（東部圏域）の一つであるため、大規模災害発生時には、その他の拠点となる東郷湖羽合臨海公園南谷広場（中部圏域）、鳥取県消防学校（西

部圏域)と、連携をとるなど、県の指示に従いながら広域防災拠点の活動が円滑に進められるよう全面的に協力します。

(イ) ヘリコプターの離発着について

球技場が広域搬送拠点(SCU)に設定されているため、ヘリコプターの離発着の際には、利用者の安全確保や救急車の誘導など、適切に対応できるよう取り組みます。

キ J-アラートシステムを活用した緊急対応

対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などについての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することが出来るJ-ALERTの最大の特徴を生かし、緊急情報を受信した場合は、速やかに利用者の安全を確保し、最善の対応を取ります。また、国や県が行う情報伝達訓練などに積極的に参加し、即応体制を整えます。

ク その他の対応

(ア) PM2.5、黄砂などに関する注意喚起

鳥取県環境立件推進課が発信する情報をロビーに掲示するなどして注意喚起します。

(イ) 差別落書き等

県が定めた「差別落書き未然防止指針」により対応し、万が一発見した場合は「差別落書き対応要領」に基づき適切に対応します。

(ウ) 事故・被害等の報告

施設や設備に係る事故・被害が起こった際には、来園者及び従業員の身体、生命に危険が伴う場合や、施設の管理・運営に大きな影響が生じる場合には速やかに県に報告します。

(3) 賠償責任保険の加入

管理者として瑕疵がある事故や被害等が起こった場合の補償に備えて下記の保険に加入します。

ア 公園全体に関わる保険

保健の種類	対象	保証額
施設所有者賠償責任保険	対人	1億円/1事故10億円
	対物	1事故500万円
	免責	1事故1,000万円

イ スポーツ教室に関わる保険

保健の種類	対象	保証額
スポーツ安全保険	教室活動中のケガ 経路往復中の事故	死亡2,000万円
		後遺症3,000万円
		入院1日4,000円
		通院1日1,500円

ウ イベントに関わる保険

保健の種類	対象	保証額
-------	----	-----

イベント保険	イベント活動中のケガ 経路往復中の事故	死亡 100万円
		後遺症 100万円
		入院 1日 1,500円
		通院 1日 1,000円

7 管理経費

安全・安心な公園管理、利用者へのサービス向上を図りながら、管理経費の効率化を進め、安定的に管理・運営が行えるよう収支計画を策定します。

(1) 管理経費の効率化

安全を確保するための施設の修繕や利用者への更なるサービス向上を図る項目に重点的に予算を配分し、各事業では費用対効果を十分に分析し経費の削減に努めます。

ア 重点的に予算を配分する項目

項目	主な内容
施設の修繕・更新	築30年以上経過し老朽化しているため、全体的に施設の修繕・更新が必要と考えられる
公平な公園づくり	障がい者スポーツの拠点としてのバリアフリー化 子育て世代に向けた環境整備 グローバル化への対応
サービス向上	サービス向上への積極的な改修や設備導入

イ 経費の節減

項目	主な内容
費用対効果	事業の費用対効果を検証
契約の見直し	電力や水道などの契約見直し
委託業務	原則複数年契約の競争入札
無駄の排除	職員が節電・節水を徹底
省エネ化	LED化など

8 組織及び職員の配置

(1) 管理・運営の組織

ア 施設長の人選

管理責任者である施設長には、都市公園の管理・運営やスポーツ振興事業に長年携わってきた経験豊富な人材を配置します。

イ 管理・運営の体制

(ア) 職員の配置

指定管理委託業務仕様書の職員配置義務に該当する資格や経験を有する職員を適正に配置します。

また、県民体育館トレーニングルームにおいては、民間ボランティアによるサブトレーナーを配置することで、トレーニング指導等の充実を図ります。

【参考：令和3年度 職員配置状況】

役職	人数	指定管理委託業務仕様書の配置義務（ ）表示及びその他の業務内容
園長（正職員）	1名	(2) 管理責任者、(5) 体育施設管理士
次長（正職員）	1名	(2) 管理責任者の補佐、その他全般業務
副主幹兼体育指導員（正職員）	1名	(3) 受付業務、(5) 体育施設管理士、(6) 芝管理3年以上経験者、(7) 植栽管理3年以上経験者、その他全般業務
副主幹（正職員）	1名	(3) 受付業務、その他経理業務
スタッフ（正職員）	4名	(3) 受付業務、(4) スポーツ指導等業務、(5) 体育施設管理士、その他管理・運営業務
スタッフ兼体育指導員（正職員）	1名	(3) 受付業務、(4) スポーツ指導業務、その他管理・運営業務及び外部での体育指導等業務
常勤嘱託職員	9名	管理・運営の補助業務、電気設備専門業務など
非常勤嘱託職員	5名	管理・運営の補助業務、公園美化業務など (障がい者の雇用促進2名含む)
合計	23名	

【参考：指定管理委託業務仕様書 人員体制 抜粋】※項目番号は仕様書のとおり

(2) 管理責任者（以下「園長」という。）を1名配置すること。 なお、管理責任者が不在であっても管理及び緊急時の対応が可能な職員を常時1名以上配置すること。	2名配置
(3) 受付業務には、利用時間中、窓口のある陸上競技場、県民体育館に常時各1名以上配置すること。	23名配置
(4) 公園利用者にスポーツ・レクリエーションの指導・助言を行い、かつ陸上競技場及び県民体育館のトレーニングルームでの指導等を行うため、(公財)日本体育施設協会公認トレーニング指導士又は(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有する専任の職員を1名以上配置すること。	4名配置
(5) 布勢公園は、第1種公認陸上競技場を有する等、高水準の施設の維持管理が必要とされるため、(公財)日本体育施設協	3名配置

<p>会公認体育施設管理士（以下「体育施設管理士」という。）の資格を有する職員を1名以上配置すること。</p>	
<p>（6）陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場の芝グラウンドの適正な管理の為、洋芝（ティフトン等）の競技用芝グラウンドを3年以上管理した経験を有する専門職員（グラウンドキーパー）を1名以上配置すること。ただし、芝グラウンドの管理を第三者に委託する場合には、委託業者にその能力を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、競技用芝グラウンドを通算で3年以上管理した経験を有する職員を1名以上配置すること。</p>	1名配置
<p>（7）布勢公園内の植栽の適正な管理のため、国土交通大臣認定1級造園施工管理技士及び厚生労働大臣認定1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上配置すること。</p> <p>ただし、植栽の管理を第三者に委託する場合には、委託業者にその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、3年以上の植栽管理経験を有する職員を1名以上配置すること。</p>	1名配置

（2）継続雇用に関する方針

本会は、引き続き施設管理・運営に従事することを希望する者の継続雇用を原則とし、「人材は財産」と考え、県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚の実現に向けて、職員一人一人がいきいきとやりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場を目指します。

また、心身の健康問題を抱える人のためにも、メンタルヘルスの大切さを認識し、ワーク・ライフ・バランスを実現させるために、積極的に働き方改革を進めていきます。

（3）障がい者又は高齢者の雇用

公園美化業務、夜間専門業務といった比較的簡易な業務や、電気・機械設備管理業務など専門職を退職された方に従事していただきたい業務内容について、障がい者や高齢者を積極的に雇用します。

（4）勤務ローテーション

労働基準法などの慣例法令を遵守し、管理・運営を効率的に行うための適正なローテーションを組み立てます。

なお、園長不在時に事件や事故、災害などが発生した場合には、緊急連絡網を用いて園長並びに本会事務局に連絡し、一次対応が遅れない体制を確立します。

（5）人材育成

よりよいサービスの提供や安全・安心な施設の管理・運営を行うためには、職員の資質・能力の向上が不可欠であり、本会では、多様な方策による人材育成に積極的に取り

組みます。

ア 就業体制・労働法規遵守・福利厚生の体制

労働基準法やその他労働関係法規を遵守した就業体制を確保するため、職員及び嘱託職員就業規則に基づき、過重な業務の負担を強いることのないよう取り組むとともに、万が一公正な職務執行を脅かす疑いがある場合は、調査、告発、再発防止措置をとります。

また、福利厚生は、必要な社会保険に加入するとともに、仕事と生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスのサポートに関する制度を整備します。

各種休暇の取得促進	有給休暇、介護休暇、育児休業などの取得を促進し、時間外労働を削減するため積極的に働き方改革を推進します。
職員の安全及び健康の確保	労働安全衛生法に基づき、職員安全衛生管理規程を制定し、健康管理を委嘱します。また、全職員に年1回の健康診断を義務付けます。
各種相談窓口の設置	事務局にハラスメントに関する相談窓口を設置します。
職員勤務評定の実施	組織の活性化と職員のモチベーションを高めるため、日常の業務を客観的かつ公平・公正に評価します。
定年後の継続雇用制度	職員が安心して働き続けることが出来るよう定年後の継続雇用制度を設けます。
互助会への加入	職員やその家族を対象として、文化活動や健康づくり、資格取得などを助成する制度に加入します。

イ 研修・講習計画

職場内研修、外部・集合研修など、体系的な研修を行い、職員の資質向上に努めます。また、資格の取得や研修会に参加しやすい体制を整えます。

(ア) 職場内研修

接遇、危機管理、障がい者対応など、管理・運営のために必要な研修を定期的に行います。

(イ) 外部研修・講習

外部で開かれている研修会や、資格取得のための講習会などに積極的に参加し、幅広い分野の知識を習得します。

(ウ) 自主研修

外部で開催される人権研修への参加を年2回義務付けることで、その他の研修等への意識を高め、職員一人一人が自発的に研修等を行うことで資質向上を図ります。

(エ) 資格取得及び研修会参加へのサポート体制

指定管理を受託する上で必要な資格や、管理・運営をよりよくするために必要と判断した資格・研修などを取得・参加しやすくするため、職務の免除及び経費の補助制度を導入します。

9 その他の計画等

(1) 社会貢献活動

社会貢献を理念の一つとして以下のような地域振興、支援活動を行います。

ア 地域との連携

(ア) 地域活性化

外部委託や修繕、消耗品・備品の購入などは、県内事業者への発注に努め、県の経済活性化に貢献します。

また、新しく職員の雇用があった場合は、県出身者を積極的に採用します。

(イ) 職場体験・インターンシップの受け入れ

県内の中・高校生の職場体験及び大学生のインターンシップの受け入れに積極的に協力します。

(ウ) 地元大学との連携

鳥取大学や鳥取環境大学の専門分野を生かしたイベントや教室等の企画・実施や、講師依頼などで連携をとります。

(エ) 白兔養護学校との連携

白兔養護学校が行っている「作業学習」で使用されるペットボトルを提供します。

作業学習では、使用済みのペットボトルからラベルを剥がし、キャップを取り、きれいに洗い流した後、ラベルはゴミに、キャップは創作活動に利用され、きれいになった容器は改めて布勢公園が回収することでリサイクル活動にもつながります。

イ 障がい者就労施設との連携

自主事業などで使用する参加賞や消耗品等の物品調達について、積極的に発注することで就労機会の確保に寄与します。

ウ ボランティア団体との連携

(ア) ボランティアによる事業協力

地元の企業や学校、地域の公民館や老人会などと連携し、公園内の花壇や緑地の景観管理、園内の清掃活動、イベント等の運営サポートなど、参加される方と地域に密着する公園づくりを継続します。

(イ) ボランティア活動への参加

鳥取砂丘景観保全再生事業の砂丘内除草作業をはじめ、ボランティア活動に積極的に参加します。

(2) 園内の禁煙・分煙

公園敷地内での喫煙は、屋外の定められた場所に限り可能とし、その他はすべて禁煙とします。

また、受動喫煙等を考慮し、喫煙場所の縮小化や移動等見直しを行います。

(3) スポーツ安全保険の推奨

本会が受託しているスポーツ安全保険業務の一環として、スポーツ活動を行う方々を中心に保険の周知に努めるとともに、自主事業においては万が一に備え加入を義務付けます。

(4) 職員駐車場

通勤のために必要な職員駐車場は、あらかじめ県から都市公園法第5条に基づき許可を受け、使用料を納入します。

10 利用者数見込み及び収支計画

(1) 利用者数見込み 931,600人

(2) 収支計画

(単位：千円)

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	37,264
	教室参加料収益	7,686
	イベント収益	4,700
	雑収益	200
	自動販売機手数料	7,545
	県委託料	287,980
収入合計		345,375
支出項目	給料手当	52,151
	賃金	2,008
	福利厚生費	13,266
	報酬	850
	職員手当	17,021
	旅費交通費	760
	通信運搬費	1,335
	消耗品費	7,500
	修繕費	14,200
	印刷製本費	2,095
	燃料費	5,255
	光熱水料費	52,710
	賃借料	1,750
	保険料	2,050
	租税公課	8,850
	報償費	3,960
	食糧費	86
	手数料	2,033
	委託料	156,245
負担金補助	1,250	
支出合計		345,375
収入合計 → 支出合計		0